

入札監理小委員会 第 7 6 5 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第765回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和8年6月12日（金）15：22～16：33

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所電子計算機システム一式（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

○労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業（厚生労働省）

3. 閉会

<出席者>

川澤主査、小尾副主査、近藤副主査、辻副主査、
浅羽専門委員、井熊専門委員、工藤専門委員

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所電子計算機システム一式）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部研修情報課

齊藤課長

図書・情報システム室

小池室長

横山専門職員

川井専門職員

（労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業）

厚生労働省労働基準局監督課

西海課長

中村副主任中央労働基準監察監督官

大迫係長

（事務局）

谷口参事官、杉田企画官

○川澤主査 それでは、ただいまから第765回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所電子計算機システム一式の実施状況について、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部研修情報課、齊藤課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○齊藤課長 研修情報課長の齊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料1でございますけれども、当研究所の情報基盤システムサービスの更新が行われまして、その業務ということで資料が作成されております。

今回の情報基盤システムの事業の実施がI番の概要にございますけれども、令和5年12月、情報基盤システムの更新を行いまして、評価対象期間といたしましては、令和8年6月まで、今月までということにしております。

今回の受託事業者はNECネットエスアイ株式会社で、5年間の契約金額が、税抜きでございますけれども、2億6,940万円となっております。

入札の状況ですけれども、2者応札ということになっております。

ここで資料A-3に飛びますけれども、よろしいでしょうか。これまでの電子計算機システムの更新状況が示されております。この事業の比較検証となるのが平成28年から令和2年までの市場化テスト第1期でございますけれども、そのときは日本電気株式会社の1者応札ということで、今回、ちょっと期間が随意契約で3年間ほど延長されたのですが、令和5年から令和10年の市場化テスト第2期審議対象事業というまとめをさせていただきます。先ほど申し上げましたように、応札業者が2者となっております。

続いて、申し訳ないですけれども、資料1の2ページ目に移らせていただきます。この事業におきまして、ベンダー側、受託事業者側のサービスの質の達成状況というのを一般競争入札実施要項において定めております。ざっと申しますと、確保すべき水準として、アの業務内容に示す業務を適切に実施することということでございますけれども、後ほど申し上げますが、本事業実施期間中に不正アクセスによる障害が発生しておりまして、運用管理の一部に課題が認められるという状況が生じております。

この不正アクセス、障害ということで1件計上していますけれども、システム障害の対応ということですが、障害が発生した場合は、原因の特定、解決策の検討、復旧作業の実施等の措置を迅速かつ的確に行うことということで、不正アクセスが起きましたけれども、その原因の特定や復旧作業というのは実施されて、ここについては、ベンダー側はしっかりやっけていただいていると評価しております。

障害発生時、翌営業日までに対応を開始するというところでございますけれども、障害が発生したときから調査が開始されており、対応が認められております。

(ウ) 復旧作業ですけれども、復旧作業についても、原因等も含めて措置されております。

障害発生の解決については、3 営業日以内に解決できるように努めることと書いておりますけれども、3 営業日以内には解決されておられません。3 週間ほど復旧には要しております。

(オ) で、障害発生の原因を分析、解明し、再発防止策を講じるということでございますけれども、これはなされております。

そして、ウについて、障害情報はもちろん、セキュリティについては発生件数ということで、知り得た情報の漏えい件数はゼロ件であるということにしておりますけれども、受託者側の N E C ネットエスアイ側から、原因事項に際して、情報漏えいというのはされておられません。しかし、不正アクセスによる情報セキュリティ上の重大障害が 1 件発生したということになっております。

エの出だしでございますけれども、不正アクセスによる障害が発生しており、バックアップを活用した復旧対策や影響の継続、その後、重大な障害は発生しておりませんけれども、復旧だけの状況を踏まえれば、おおむねうまくいっているのではないかと考えております。

その下にありますけれども、要件定義書に書かれている対応策が行われましたけれども、不正アクセスの原因自体が V P N 接続や管理者認証にかかるものとして、運用上の課題は捉えております。

続いて、経費とか評価ですけれども、4 ページ目になります。市場化テスト前と市場化テスト後の実績と比較によるものでございますけれども、今回の調達については、セキュリティの強化やハウジング化、オフィススイート機能の追加等々が行われておりますけれども、そのような機能追加分の費用を除いた分で比較いたしますと、1 台当たりの年間経費、(1) でいきますと⑥の 2 9 万 6 7 2 円で、前回のときは 1 台当たりの経費が 2 9 万 7, 3 9 8 円ということで、経費の削減自体は行われたものと考えております。

5 ページに示しておりますように、削減額としては 1 台当たり 6, 7 2 6 円、削減率 2. 2 6 % ということで評価しております。

このほか、情報システムの構築に当たっては、受託事業者側から統合認証システム導入や仮想デスクトップ画面表示の効率化ということが図られており、実際使っている運用上

では満足できる成果ということになっております。

Vの全体的な評価として、法令違反の有無はございませんということにしています。

実施状況の確認につきましても、研究所の監事による確認が行われ、セキュリティ対策の改善措置が行われたということを確認しております。

競争性の確保でございますけれども、前回、1者応札でございますけれど、2者応札ということで、競争性は確保されたと判断しております。

(4) 質に係る目標ですけれども、不正アクセスの重大ケースが発生しており、サービスの安定的な運用の観点から課題が認められたとなっております。

最後、本事業についてはということで、不正アクセスによる重大障害が発生するなどの課題が認められましたけれども、再発防止策が講じられており、その後、重大な障害は発生しておりません。

また、競争性の確保や機能の高度化の成果が認められております。

全体としては、以上の実施で、官民競争入札の実施要項に示された要件というのは満たされたのではないかと考えております。

このほか、資料A-4でございますけれども、情報基盤システムへの不正アクセス及びその対応についてという補足資料としてまとめさせていただいております。

1ページ目から事実関係が書いておりますけれども、昨年6月30日にファイルサーバにアクセスできないという障害があり、7月3日の時点で、ルーマニアからの不正アクセスということが判明して、被害状況の調査とかを行いつつ、関係機関の各社へも連絡してございます。

3ページに被害状況としてまとめておりますけれども、研究所のファイルサーバが初期化され、共有フォルダが利用できないため、業務に支障が生じたということ。通信の調査によっては、大量のデータ送信は確認されなかったのですけれども、ファイルにアクセス履歴があり、閲覧されたファイルの情報漏えいというのは否定できないということで、その閲覧されたファイルは研究所の役員会の資料で、横須賀市で横須賀市長と協定の締結書があつて、横須賀市長の名称が記載されていたこと。また、研究所の次年度の体制、研究所の役職員の氏名が閲覧された可能性があるということが被害状況として認識したところです。ホームページ上に情報漏洩の特設ページを設けましたが、報告は1件もございませんでした。

また、5ページになりますけれども、再発防止策の実施ということで、管理者が端末の

フルスキャンの実施、多要素認証の実施等々を9月までにやって、その後、今年の3月までに情報セキュリティ対策の強化のために、ログ設計の見直し、バックアップ対策の見直し、アクセス範囲の最小限化の見直し等を実施して、現在のところ、不正アクセスについては発生していないという状況でございます。

私の御説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川澤主査 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、同事業の評価案について、総務省より御説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、総務省の評価案について御説明いたします。

資料A-1を御覧ください。

事業の概要につきましては、実施機関様より御説明がありましたので省略いたします。

Ⅱの評価です。

概要につきまして、本事業については、評価対象期間中に重大なセキュリティインシデントが発生しており、サービスの質に係る目標の一部に重大な未達が認められます。競争性の確保及び経費削減については目標を達成しておりますが、総合的に勘案した結果、市場化テストを継続することが適当であると判断しております。

今後の事業実施に当たっては、実施機関及び受託事業者に対し、インシデントの防止の徹底及び障害発生時の迅速な復旧対応の改善を求めていき、当委員会における審議を通じて、実施機関に対し、公共サービスの質の維持向上及びインシデントの再発防止に係る取組状況の確認を行っていくと考えております。

次に、2ページ目を御覧ください。検討の部分で評価を行っておりますが、まず、インシデントの概要については、先ほど実施機関からも説明があったように、VPNからリモートで入られて、ファイルサーバが初期化されたというようになっております。その中で、使えない期間があったことと、あと、情報漏えいの可能性が否定できないといったようなことが、まず、問題としてございます。あと、責任の所在に関しまして、こちらで把握している内容としましては、事業者がパスワードを提案し、それを実施機関が承認したような形ということで伺っております。責任は実施機関にあると寄せてございますが、実質的には双方、業者としての責任と、あと、実施機関としての責任と、両方あるのかなとも考えてございます。

被害状況につきましては、先ほど説明があったような内容で、あと、それぞれのサービ

スの質に関する達成状況につきましても、内容としては、事実関係としては同じなのですが、評価としましては、まず、アについては、重大障害が発生しているので、管理上の運用管理に課題が認められる。

次のページで、イ（ア）はイ（イ）からイ（オ）までを代表しているので、その次にいきますと、イ（イ）が障害発生時の対応の開始ということで、これは達成。

イ（ウ）は緊急の対応をどれくらいまでにやるかということですが、こちら、一応、着手については達成なのですが、特定までは、かなり日数を要している。

イ（エ）については、障害対応がいつまでに解決という内容ですが、こちらについても、ファイルサーバの復旧には3週間を要しているということで未達かなというところ。

イ（オ）に関しては、原因の特定と、あと再発防止ですが、こちらについては必要な対応が講じられていると認められます。

ウがセキュリティー上の重大障害の件数、ゼロ件ということですが、1件発生していて未達。

エにつきましましては、システム運用上の重大障害件数ゼロ件に対して1件発生していて、こちら未達ということになっています。

細かい部分については飛ばしまして、次に、民間事業者からの改善提案ということで、こちらについては統合認証システム導入によって業務効率が向上しているということが認められております。

経費につきましましては、先ほども説明がありましたが、機能追加分については比較ができないので、1台当たりの年間経費という観点で比較をしております、1台当たり年間6,726円の減額、削減率にすると2.26%減額されているということで、こちら効果があったものと評価できます。

あと、競争性の課題というのがございましたが、こちらについて（4）で書いてありますようなスケジュールの見直し、いろいろ全体のスケジュールの前倒しですとか、スケジュールに影響するようなことを考慮したような対応をする。あと、仕様及び要件定義に関しても、できるだけゼロベースで検討をし直して、可能な新規の業者が入ってきやすいような形としており、これらの効果により、それまでの1者応札が2者応札になったということで、競争性の改善が認められております。

次、5ページ目、評価のまとめということで、本事業の評価対象期間中に重大なセキュリティーインシデントが発生しているということで、基本的な目標の達成ができなかった

ということがまず一つ挙げられまして、また、障害の要因となるパスワードの設定とVPN接続に関する運用の管理にも問題があったのではないかと。責任の所在につきましては、先ほど申したとおりでございます。

事故後の対応については、きちんと実施されているとされておりますが、復旧に時間がかかった等の問題点もございました。

あと、個人情報の漏えいの可能性も否定できないという状況で、こちらも課題として挙げられます。

それ以外の部分については、競争性の確保、経費について改善がされて、民間事業者の創意工夫についても業務効率の向上に寄与していると評価できます。

以上を勘案して、総合評価としては、市場化テストを継続することが适当である。

今後の方針としましては、実施機関及び受託事業者に対して、認証管理・アクセス管理等の運用管理強化によるインシデントの防止の徹底及び障害発生時の迅速な復旧対応の改善を求めるもので、引き続き、官民競争入札等監理委員会における審議を通じて、実施機関に対し、公共サービスの質の維持向上及びインシデントの再発防止に係る取組状況の確認を行っていくという結論にしております。

説明は以上です。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

今、実施府省様、それから総務省様の御説明をお伺いして、現時点では、私も総務省様の御見解のとおり、市場化テスト継続ではないのかなという、暫定的でございますけど、今、感じております。

念のため確認申し上げたいのですが、まず初めに事務局様にお伺いしたいのですが、このような電算機システムの案件で、こういう重大なインシデントが発生した事案について、市場化テストを終了したケースというのは何かございますでしょうか。先例でございます。

○杉田企画官 事務局でございます。

我々が調べた限りでは、そのような事案は見当たりませんでした。

○辻副主査 はい、分かりました。ありがとうございます。

それから、実施府省様に何件かお伺いさせていただきます。

今、この事象に関して詳しく書かれている資料A-4を拝見したところでございます。まず1点目が、最後の6ページ目でございます、1行目から見ていくと、「外部ネットワークからのVPN接続にクライアント証明書を要するように設定変更を実施した」とございます。これは、つまり前提としては、今までは外部ネットワークからのVPNの接続時に、クライアント証明書は使っていなかったという理解でよろしいでしょうか。

○齊藤課長 そのとおりでございます。

○辻副主査 はい、分かりました。

続いての御質問ですが、では、クライアント証明書を使わない代替手段として、例えば何かほかの、MFAでしょうか、ほかの多要素認証というか、ほかの方法でこのクライアント証明書の代わりとして、何かセキュリティを確保する方法はとられていたのでしょうか。

○齊藤課長 VPN接続にはIDとパスワードによる認証のみでございます、多要素認証という形にはなっておりません。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

それから、ルーマニアからアクセスされたということで、恐らく、もちろん、ルーマニア以外からアクセスしている可能性もあるのですが、これは海外からのアクセスを禁止していなかった、そういう仕様になっていたという理解でよろしいですか。

○齊藤課長 はい、そのとおりでございます。

○辻副主査 分かりました。

最後の質問ですけど、パスワードについて、ちょっとお伺いさせていただきます。もしもセキュリティ上、公開の場で仰せになることが難しいようであれば、仰せにならなくて構わないのですけれども、このパスワードの実際の文字列を決めていたのは、受託業者なのか、それとも研究所様が御自身でパスワードの文字列を決めていたのか、この辺り、いかがでしょうか。

○齊藤課長 パスワードについては、NECネットエスアイ側が提案してきて、研究所はそれを了承したという形です。

○辻副主査 なるほど。すみません、今ちょっと通信状況が悪かったのですけれども、受託者様がパスワードの文字列を決めて、それを研究所が、それでいいですよとしたという理解でよろしいですか。

○齊藤課長 はい、そのとおりでございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。一旦、私からは結構でございます。

○川澤主査 ありがとうございます。ほかの先生方、いかがでしょうか。

○小尾副主査 すみません、小尾です。

○川澤主査 よろしく願いいたします。

○小尾副主査 今回のパスワードの話に関係するのですが、恐らく仕様書の中には、今回のシステムに関して、政府機関等のサイバーセキュリティ対策の統一基準に準じるようにという記載はあると思うのですが、パスワードの長さについては、統一基準に準じたものが提案されてきたのですか。

○齊藤課長 すみません、昨年度の統一基準ですけれども、パスワードについては、具体的な数字の記載があったかは記憶にありません。

○小尾副主査 統一基準だと15桁以上となっていると思うのですが、それより上だったか下だったかはお答えできますか？

○齊藤課長 15桁よりは下でございます。

○小尾副主査 ということは、提案する段階で、受託事業者が統一基準を理解せずに提案をしてきたということになるので、仕様にのっとった管理ができていなかったと認識できます。実際に研究所が、承認してしまったということで、自分たちに責任があるとするのは仕方ないと思うのですが、仕様上、サイバーセキュリティ統一基準には準じなければ駄目というのは、大体どこの情報システムの調達でも書いてあると思います。

○齊藤課長 はい、そうなっております。

○小尾副主査 それに準じないものを提案してきたということは、受託事業者が、仕様を十分理解せずに提案をしてきたことですので、そういう点から、私たちとしては、受託事業者の対応が十分でなかったと評価せざるを得ないと思います。ですので、今回の評価に関しては、研究所が自分たちに責任があるということについてはそうかもしれませんが、客観的に見て、継続が望ましいのではないかと判断いたします。

以上です。よろしくお願いします。

○川澤主査 ありがとうございます。

井熊先生、お願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。私もこれは継続だなと思います。やはり、そもそもこの受託事業者さんというのは、単純な業務を処理するために受託されているの

ではなくて、I Tに関する専門的な知見がある業者として選定されていると思うのですね。なので、やはり発注者がきちんと管理をしていようがしていまいが、専門の事業者としての判断力というのはあってしかるべきだったなと思います。

それから、あと、3日以内というところが逸脱されていた場合に、それでも何か、どんな人でも絶対防げないようなアクシデントというようなことだったら、それはやむを得ないという判断もあり得るかと思いますが、御説明を聞いている以上、そういうような根拠が十分見いだされていないというようなことから考えて、やはりこれはきちんと規定を守れなかったと判断するのが妥当だなと思います。なので、やはりそのところは今回の内容におきましては、厳しく対処すべきだなと思います。

あともう一つは、この委員会でも議論されたのかもしれないのですが、募集要項に関しては、もう一回見直す必要があるのだろうなと思っています。募集要項のところの要件がもし不十分なものであったとしたら、そもそも、この入札自体が妥当なものであったのかどうかというところも、やはり疑われてしまう部分があるわけですね。そうすると、果たしてこれで競争性があつたと解釈できるのかということにもなっていくので、そのところも今後に向けて検討をされていく必要があるのかなと思っています。

以上です。

○川澤主査 ありがとうございます。

研究所の方、何かコメントございますでしょうか。

○齊藤課長 御意見ありがとうございます。いただいた御意見を受け止めながら、今後とも改善に努めていきたいと思っています。

○川澤主査 ありがとうございます。

浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽専門委員 御説明ありがとうございます。多分、私もほかの委員の方々と結論は同様ですけれども、1つ教えてください。今回のファイルサーバが初期化されて利用できない、この事態は物すごく問題だと思いますが、あわせて、漏えいの可能性があると言われた個人情報について、どのような個人情報の漏えいの可能性があつたということでしょうか、その点、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○齊藤課長 ここについては、システム担当の横山から説明させていただきます。

○横山専門職員 システム担当、横山が御説明いたします。

漏えいした可能性がある個人情報についてですが、資料A-4を御覧いただいて、2ペ

ージ、こちらに、8月7日木曜日、下から3番目です。ファイルサーバに保存してあるファイルのうち、役員会資料というものがございまして、そちらに掲載された個人情報が出、漏えいの可能性があるとしております。こちらのファイルですが、職員の氏名、それと外部の方として、横須賀市長の氏名が記載されておりました。このファイルがサーバのブラウザ上で開いた履歴というのが残っていましたので、閲覧された可能性があるということと判断しております。

以上です。

○浅羽専門委員 どうもありがとうございました。ここに書かれているのは氏名と所属のみだったということでしょうかというのが私の質問の趣旨でした。もちろん、それ以外の情報は個人情報としては漏れている可能性はないということ間違いありませんか。

○横山専門職員 少なくとも氏名は閲覧されたということで、それ以外の情報が閲覧された可能性がないとは判断できておりません。というのは、ファイルの操作ログというようなものはとっていませんでしたので、このファイルは、これ以外のファイルは絶対に見られていないというような判断はできておりません。ですので、少なくとも、この氏名が記載されたファイルは見られたということで判断しております。

○浅羽専門委員 分かりました。もちろん、特定個人情報は含まれていないですね、それとも、その可能性もあるということでしょうか。

○横山専門職員 その可能性はございません。

○浅羽専門委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。ほかの先生、いかがでしょうか。

では、私から1点。資料1の4ページに、市場化テスト後の実施経費ということで、前回調達時より機能追加分で認証機能強化ですとかセキュリティ強化というところに1,500万円、1,600万円ぐらい金額が書かれているのですが、これは今回のこの事案が起きたということは機能していなかったということになるのでしょうか、その辺りの評価はいかがですか。

○横山専門職員 そこは横山が回答いたします。

こちらのセキュリティ強化ですとか認証というのはまた別の機能の強化になっておりまして、これと今回の事案は直接関係ないと考えております。

○川澤主査 分かりました。ありがとうございます。

V P N接続による不正アクセスというのは、やはり一般的に結構、事案が発生しているようなものだと思いますので今ちょっとお伺いしたのですが、私もほかの先生方と同じく、やはりこれは継続して、もう一度、実施すべきではないかなと思いました。

それでは、ほかの先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 特段ございません。

○川澤主査 ありがとうございました。

それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することとさせていただきます。

事業評価の審議は以上となります。本日はどうもありがとうございました。

○齊藤課長 どうもありがとうございました。

○横山専門職員 ありがとうございました。

○事務局 国立特別支援教育総合研究所様、御審議は以上で終了となりますので、退室ボタンを押して御退室されてください。ありがとうございました。

○齊藤課長 失礼いたします。

○横山専門職員 ありがとうございました。

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 退室)

○川澤主査 それでは引き続き、小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

○事務局 それでは、厚生労働省に御入室いただきます。

(厚生労働省労働基準局 入室)

○川澤主査 それでは、第765回入札監理小委員会を再開いたします。

初めに、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業の実施状況について、厚生労働省労働基準局監督課、西海課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○西海課長 よろしく願いいたします。厚生労働省労働基準局監督課長の西海と申します。

労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業の実施状況について、御報告させていただきます。

まず、本事業の概要ですけれども、資料B-2にポンチ絵をつけさせていただいております。労働基準関係法令の履行を確保していくという中で、労働基準関係法令について、使用者、労働者双方にその理解を深めていただくということが非常に重要でございまして、そのために、事業主あるいは労働者、大学生、高校生等に対する幅広い周知をしていく必要があると考えております。

このため、このポータルサイトでは、労働者向けに法令・制度、相談機関の紹介、労働条件に関する様々な学習コンテンツの提供等を行っております。また、事業者向けには、同様に法令・制度の紹介のほか、ウェブ上で労務管理等のポイントについて診断を受けられるサービス、あるいは36協定の届出や就業規則の作成届出を支援する、そういったサービスの提供を行うため、このポータルサイトを運営しているということでございます。そういった形で、インターネットを活用して、労働条件に関する情報発信を行うというのが本事業の主な内容ということになっております。また、このポータルサイトについて、ポスターやリーフレット等を配布して、その周知も行っております。

次に、事業評価について、資料2の実施状況報告に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、1の事業の概要にございますけれども、本事業は令和7年度の事業から民間競争入札を実施しておりまして、今回の報告は第1期のものとなっております。

それから、契約状況の推移については、資料B-3でお示しさせていただいております。一番右側の令和7年度の欄が今回審議対象となっている第1期のものということになります。

資料2に戻っていただきまして、2ページの2の確保すべき質の達成状況のところでございます。確保されるべき水準として(1)に設定している項目ですけれども、ポータルサイトを多く閲覧してもらうことで、労働基準関係法令の幅広い周知につながることから、サイトへのアクセス数を目標として設定をしております。

①の労働者向け、そして、②の事業者向け、共に目標を達成している状況でございます。

次に、サイトの安定運用ということも重要ですので、③といたしまして、不正アクセスによる情報窃取件数と、それから④として、重大なシステム障害の件数をゼロ件に抑えるということを目指しておりまして、いずれも問題なく、適正な運営がされているということで目標を達成しております。

続いて、(2)「実施事項の詳細」に定めた事項の主な実施状況についてでございます。

主な役務としては、①から③にありますとおり、サイトの設置・運営、コンテンツ・サービスの更新・拡充、そして周知広報とございますけれども、いずれも適切に実施されているという状況でございます。

3 ページ目にいきまして、3 の実施経費の状況及び評価でございます。本事業は請負契約でございまして、業務の遂行に当たった経費について、事業者から詳細な報告を求めていますので、今回、この御報告をするに当たって、事業者からいろいろヒアリングをして把握をした数値を基に、少し整理をさせていただきました。

表1 が市場化テスト前後の契約金額の比較となります。市場化テスト導入後の金額が導入前より 10.5%増加をしているということでございます。

表の2 の欄外の※書きに3行書いておりますけれども、令和7年度は令和6年度と比べて、新たに追加した役務がございまして、その費用を控除して、令和7年度と令和6年度を比較したのが表2 になっておりまして、先ほどのプラス10.5%だったのがプラス2.2%まで下がってくるというような形になっております。

さらに、次の4 ページのところで、昨今の人件費の高騰等を考慮した分析を行っております。特に4 ページ目の表の下の方の3 段落目辺りに「本事業の実施経費に占める人件費の割合について」というところで書かせていただいておりますけれども、本事業の人件費とそれ以外の経費の割合を事業者に聞きましたところ、人件費が全体の約6割となっております。

表3 にございます最低賃金の増加率を考慮した上で、令和7年度に想定される請負金額を算出したところ、約1億6,900万円ということになりまして、したがって、人件費の増加分を控除すると、令和6年度の請負金額の1億7,200万円を約250万円下回った1.5%の減少となるという計算をしております。

そして、表4 の消費者物価指数の上昇も併せて考えますと、実質的には経費の節減ができていますものと考えております。

続きまして、同じく4 ページの4 の競争性改善のための取組でございます。1 期目の取組といたしましては、前年度の入札説明書交付事業者に対して、応札しなかった理由をアンケートで収集をしております。応札のハードルとなっている要件の解消のために、5 ページ目の1) から5) にある取組を行ったところでございます。また、事業者にも声をかけることで、入札説明会の参加者数ですとか入札説明書の取得事業者の数というのは増えたわけではございますけれども、結果として、令和7年度の事業の調達においても1 者応

札となったということでございまして、引き続きの改善を図る必要があると考えております。

次に、5 ページ目の5の民間事業者からの提案による主な実施事項等という点については、こちらは記載のとおり、事業者から提案をされて、プラスアルファの取組をやっているということでございます。

その次の6の評価のまとめの部分でございます。先ほど来御説明しましたとおり、本事業は確保されるべきサービスの質については設定された要求水準や実施事項は適切に実施されていると考えております。

また、実施経費につきましては、増加はしておりますものの、先ほど御説明しましたとおり、ポータルサイトの機能拡充に伴う増加分というのが中心でございまして、人件費等の上昇分を考えますと、実質的には経費の削減が一定図られていると考えております。

一方で、競争性を確保すべく、様々な取組は行ったものの、1 者応札となっております。競争性の確保に向けた、さらなる対応が必要と考えております。

最後に、6 ページ目の7の今後の方針でございます。1 者応札の解消に向けて、引き続き、今後の調達におきましても、事業者に対して積極的な呼びかけというのは行ってまいりたいと思っております。また、入札に関するアンケートの中では、ポスターやリーフレットの印刷、配布の業務がなかなか履行できないというシステム業者からのお声もあったところでございます。次の調達については、来年度の要求に向けて、これから検討していく段階ではございますけれども、そういったお声も受け止めまして、ポスターなどの印刷や配布の業務については、この事業から分割をして調達をするという案も含めて検討していきたいと考えております。こうした取組によりまして、競争性の確保が図られるように、引き続き、検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○川澤主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より御説明をお願いします。なお、御説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、事務局より説明させていただきます。

本事案につきましては、継続と評価してございます。

事業の概要等につきましては、ただいまの厚生労働省からの説明にありましたので、省略させていただきます。

対象公共サービスの実施内容に関する評価の確保されるべきサービスの質の達成状況について御説明させていただきます。確保されるべき水準として設定した各項目及び実施要項の詳細に定めた事項の主な実施状況につきましては、全ての項目におきまして【適】と評価してございます。

続きまして、実施経費に関してですが、経費削減効果につきましては、市場化テスト前後の契約金額を比較しますと、10.5%増加しているところでございます。しかしながら、令和7年度分の機能追加分を控除し、さらに実施経費の約6割を占める人件費につきまして最低賃金上昇分を割り引くなどしますと、約250万円の減額が認められたところでございます。なお、消費者物価指数の上昇なども考えますと、実質的に経費の節減について、一定の効果はあったものと評価してございます。

次の選定の際の課題に関する改善項目でございますが、課題につきまして、競争性に課題が認められたところ、コンテンツの拡充停止、検討委員会の廃止などの事業の見直し、複数事業者による共同提案の導入など、入札企業の参入促進を実施してきたところでございますが、結果、1者応札に至り、課題が残ったと評価しておるところでございます。

評価のまとめでございますが、経費につきましては申し上げたとおりでございますけれども、民間事業者の改善提案につきましては、周知広報の実施に関して、労働基準関係法令の幅広い周知という事業目的の達成に向けた取組が行われ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、業務目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できます。

一方、競争性におきましては、1者応札となり、その点について課題が認められました。

今後の方針でございますが、競争性の確保につきましては課題が認められ、本事業において、良好な実施結果を得られたと評価することは困難でございます。

そのため、今後の事業におきましては、競争性の確保に関する課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民家事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えているところでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査 1つちょっと確認させていただきたいのですが、節減の効果についてですが、資料B-3で落札率が出ていますけれども、この落札率を見ると、もうちょっと金額的には大きな金額を予定価格としてはつくっていたのかなという気はするのですが、それと先ほどの経費の節減の説明、そこはなかなかリンクしていないのかなと思ったのですが、そこら辺は何か御説明として補足していただくことはありますでしょうか。

○西海課長 まず、令和7年度に事業を予定していた額が大きく増加をしている要因は、ポータルサイトの電子申請機能について拡充をしている部分にございます。ですので、その部分が、要は令和6年度になかった分ですけれども、そういった新たな役務の追加分がこの予算価格の上昇に反映をされているということでございまして、その増加した役務に相当する額の見込みが、我々が想定していたよりも、結果として入札された額が大分下回ったということで、その結果、落札率が低く出ているという結果につながっております。ちなみにですけれども、既に終わっております令和8年度の調達では、落札率〇%となっておりますので、やはり先ほど申し上げた令和7年度に追加した役務の見込みが少し違っていたということが大きな要因だろうと考えております。

○近藤副主査 ありがとうございます。

今の御説明からすると、実施経費の状況の説明というのは、これは表2で表されていると思うのですが、ここの部分は全然増えていない形になりますが、それは整合しているということでよろしいのでしょうか。

○西海課長 令和7年度に令和6年度になかった改修をやって、その分、額が増えたというのが表1の説明であり、要は、裸のままの比較をした場合に、令和7年度の追加分の額が増えますので、プラス10.5%となっているわけですが、その追加した分を令和7年度から減らして、令和6年度と同じ事業をやったという前提で比較をしたのが、この表2の計算の結果ということでございます。

○近藤副主査 分かりました。ということは、これは反映されているという理解でよろしいということですね。ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。

井熊委員、お願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。

いろいろ検討されてやられているなという感じはいたしました。それで、事業者のアンケートに対する対応とかされていて、先ほどの御説明は、令和7年度の事業に対して、先

ほどの対応をされた。令和7年度のアンケートの結果に対して、令和8年度に向けてそれを行ったということですか、それとも、やった結果が令和7年度のアンケート結果ですかね。

○西海課長 今回御報告している令和7年度の事業の取組については、令和6年度にその調達をやっているわけですがけれども、そのときに入札説明会に参加した企業ですとか、あるいは仕様書を取りに来られた事業者に対して、事後的にアンケートをとりまして、そこでお伺いした声を受けて、反映させられる部分は令和7年度の事業に反映させたということでございます。

○井熊専門委員 そうすると、一番下のこの事業者の声というのを見ると、令和6年度のところに書いてあるのと7年度のところに書いてあるのであまり変わっていない感じがするので、やはり、もうちょっと踏み込みが必要だということですか。

○西海課長 冒頭の説明の中で最後のほうに申し上げました、今後の方針のところではポスターの印刷ですとか配布の業務を分割するということについては、システム業者から、そういった印刷ですとかの業務がなかなか自社では難しいという声があったことを受けて、今後の対応として、令和9年度の対応に向けた検討の中で、そういった分割した調達についても検討していきたいということで考えております。

○井熊専門委員 分かりました。では、今後にその効果を期待するということですね。ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

○小尾副主査 小尾です。

○川澤主査 小尾先生、お願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。

いろいろ取り組まれていて、なかなか1者応札から抜けられないということですが、1つの課題として、単年度契約でずっと来ている点があるかと思います。伺っている話だと、年によって業務内容が多少変わるので、複数年度が難しいとのことですが、今までの経緯を見る限り、受注業者の体制に人員の大幅な変更、例えば倍に増えるとか、半分になってしまうとかということはなさそうなので、複数年度契約にして、多少、業務が変わる部分については契約変更で対応することも考えられるかと思うのですが、そのようなことは御検討されているのでしょうか。

○西海課長 御指摘のありました複数年度にわたって契約をするということについて、検討する余地はあると私としても考えております。他方で、このポータルサイトについて、取り巻く状況について少し御説明させていただきますと、労働基準局の中で、我々の課の監督行政以外にも、安全衛生の関係ですとか、あるいは労働保険料の徴収の関係ですとか、いろいろな業務が局内にあるわけですが、そういった局内全体に係るコンテンツを一括して利用できるような新しいポータルサイトというのを令和8年度から構築をしていくこととしておりまして、本事業のポータルサイトの電子申請機能ですとかコンテンツと同等の機能が新しいポータルサイトにも盛り込まれるというような予定にしております。

今後のスケジュールといたしましては、令和9年度は、その新しいポータルサイトと当課の今回の御審議の対象の事業のポータルサイトと両方を並行稼働させまして、令和9年度、来年度末には、現行の本事業のポータルサイトは廃止をするという予定にしております。現在、こういった過渡期にございまして、新しいポータルサイトの下で、残るコンテンツ・サービスの運用とか周知広報の事業をどういうふうにしていくかということについては、現在、検討しているところでございます。したがって、新たな全体のポータルサイトの運用が落ち着く令和10年度以降、こういった対応ができるかという検討の中で、その調達の在り方についても、複数年契約とすることができるかどうかという点を併せて検討していきたいと考えているところでございます。

○小尾副主査 ありがとうございます。業務の範囲は大きく変わる可能性があるということとで、ある程度落ち着いてから検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○川澤主査 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

私から1点。今、今後のことについての御説明がありまして、局内全体のポータルサイトの設計に向けて、本事業については、今後は事業を実施しない方向ということですが、並行して、同時に2つのポータルサイトを走らせる意味というか、必要性というのはあるのでしょうか。事業所もしくは労働者から見ると、2つあることの意味について、逆に混乱する可能性というのもあると思うのですが、その辺りというのはいかがでしょうか。

○中村副主任中央労働基準監察監督官 すみません、監督官の中村から説明させていただきます。

ポータルサイトに関しては、電子申請の機能というところが一つ大きなコンテンツであ

るのですけれども、この電子申請の手続は、大体、年明けの1月、2月、3月、年が明けた4月辺りで、ちょうど36協定とかの締結期間とかぶるところもありますので、この時期に切替えとなると、実際、電子申請を利用される方々の負担感がちょっと発生するといったことも考えられるところでございます。

また、確かめようポータルサイトがこちらの事業ですけれども、この事業で新たなポータルサイトへ誘導もしていくという観点もちょっと考えますと、並行稼動するというところに意義はあるのかなと思いますし、我々もそういったことが生じないようにはするので、すけれども、新たなポータルサイトがうまく稼動しなかった場合には、現行のこの事業のポータルサイトを利用していただける環境にあることで、国民の皆様が電子申請をしっかりと利用していただくということにもつながるかと考えておりますので、そういった点で並行稼動の意義はあるかなと考えております。

以上となります。

○川澤主査 分かりました。どうもありがとうございます。

どちらの選択が必ずそうかどうかということは当然言い切れないと思うのですが、やはり2つのサイトがあることで、どちらで申請すればいいのだろうかという迷いは当然生じるのかなとも思いますし、電子申請の件数って、ちなみに今のところ何件ぐらいあるのでしょうか。

○中村副主任中央労働基準監察監督官 オンライン利用率向上の基本計画において電子申請に関する目標を定めておりまして、大体、就業規則、36協定、1年単位の変形労働時間制の協定届出のうち、おおむね50%に近い電子申請率となっていますので、全体の手続件数のうちの半分程度は電子申請に移っているというところがございます。なので、やはり電子申請が利用できる環境というのをしっかりと確保するということは重要なと考えてございます。

以上です。

○川澤主査 分かりました。どうもありがとうございます。

この点についてはいろいろ御意見もあるだろうと思いますが、一旦、了解いたしましたので、ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局としては特にございません。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価案の審議は以上となります。本日はどうもありがとうございました。

○事務局 事務局でございます。

御審議ありがとうございます。御審議の中で落札率についての数字の御発言がございましたが、こちらは非公表のデータになっていると聞いております。議事録上は、そのような処理をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

厚生労働省様、御審議は以上となりますので、退室ボタンを押して御退室されてください。ありがとうございました。

○西海課長 ありがとうございました。

(厚生労働省労働基準局 退室)

※ 議事録中、同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがある情報については○表記としている。

— 了 —